

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例を基本とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の環境総合計画」に示した基本方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■ 環境基本条例（平成6年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」を目指して、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■ 循環型社会形成推進条例（平成15年3月）

循環型社会形成に関する府の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした条例第6条に基づく基本方針を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行いました。

■ 生活環境の保全等に関する条例

（平成6年3月）

公害を防止し、府民の生活環境を守る同条例について、水質汚濁防止法における暫定排水基準が改正されたことから、ほう素・ふつ素等3物質について、経過措置の見直しを実施し、平成17年3月に改正条例を公布しました。

■ 自然環境保全条例（昭和48年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保を推進しました。

■ 環境影響評価条例（平成10年3月）

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が事業の前に実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行いました。

■ 景観条例（平成10年10月）

「美しい世界都市大阪」の実現に向け、広域的な観点から景観形成を推進すべき地域として、

指定された大阪中央環状線など7地域について、届出制度に基づく指導等を行うとともに、平成16年度は生駒山系の山並みを景観形成地域に指定するための検討を行いました。

■ 文化財保護条例（昭和44年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や開発地における文化財を保護するため、開発関係者に対してその指導を行いました。

■ 放置自動車の適正な処理に関する条例

（平成16年3月）

地域の美観を損ね、府民の安全で快適な生活環境の妨げになる放置自動車をぼく滅するため「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」を制定し、平成16年7月から完全施行しました。

2 環境総合計画の推進

平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」に基づき、「豊かな環境都市・大阪」の構築の実現に向け、「平成16年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、諸施策を推進しました。また、計画の進行管理として、進捗状況を可能な限り数値化したうえで、大阪府環境審議会に報告・意見聴取を行い、公表しました。

3 環境総合計画の進行管理

「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けた着実な行動のため、P D C A（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。

■ 立案段階 (Plan)

環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第10条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表しています。

■ 実施・運用段階 (Do)

環境基本条例第7条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用しています。

■ 評価段階 (Check)

環境基本条例第10条第1項により、毎年度、環境の状況と、豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を府議会に報告するとともに公表しています。また、府環境審議会からの意見聴取も実施し、その内容を環境白書で公表しています。その他にも行政評価システムによる評価を行っています。

■ 見直し段階 (Action)

施策評価等をもとに、必要に応じ、施策の内容や選択について見直しを行います。

図－1 大阪21世紀の環境総合計画の進行管理について

